

争議行為の予告通知の公表

茨城県医療労働組合連合会 大山 和子 執行委員長から、令和7年2月26日、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項及び労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第1項の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があったので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和7年3月3日

茨城県知事 大井川 和彦

1 事 件

賃金・一時金等に関する事項

2 争議行為の日時

令和7年3月11日（火）午前零時以降、要求書解決に至る間

3 争議行為の場所

「いばらきあおぞら労働組合」

- | | |
|-------------------|----------------|
| （1）取手市新町3-13-11 | あおぞら診療所 |
| （2）牛久市ひたち野東3-24-3 | 住宅型有料老人ホームにれの家 |

「かたくり労働組合」

- | | |
|------------------|----------------------|
| （1）水戸市河和田町4516-1 | 介護老人保健施設ナーシングホームかたくり |
| （2）水戸市河和田町4516-1 | グループホームかたくり |
| （3）水戸市酒門町4231-2 | ケアハウスみと |
| （4）水戸市大塚町1763-9 | かたくりの家 |

4 争議行為の概要

あらゆる形の争議行為の一部または全部を、単独もしくは併用して実施する。ただし、ストライキに入った場合の保安要員については、協定に基づきストライキ行動から除外する。

5 本組合加盟組合の内、争議をおこなう組織

- | | |
|-----------------|-------------|
| （1）いばらきあおぞら労働組合 | 執行委員長 江川 昭子 |
| （2）かたくり労働組合 | 執行委員長 黒澤 圭佑 |